

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年12月15日

地方独立行政法人宮城県立こども病院
理事長 今泉 益栄

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の内容

地方独立行政法人宮城県立こども病院 患者等食事提供業務

※ 業務詳細については、別添「地方独立行政法人宮城県立こども病院 患者等食事提供業務委託仕様書」のとおり。

(2) 契約期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

※ ただし、新たに業務受託者となる場合は、令和2年3月中に現行業務受託者からの引継ぎを受けるなど円滑な業務運営に努めること。

(3) 履行場所

宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号
宮城県立こども病院

(4) 入札方法

入札については、上記契約期間（3年間）に係る委託金額の総額で行う。

落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（税抜金額）を入札書に記載すること。

なお、委託金額の入札にて業者選定を行い、その後、直ちに選定業者と食材費等について見積合わせを行うことから、入札書と併せて食材費等の見積書を準備すること。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 宮城県の物品調達等入札参加資格承認者名簿に掲載されている者であること。

(2) 地方独立行政法人宮城県立こども病院契約実施規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(3) 宮城県内に事務所又は事業所を有し、かつ宮城県税に未納がないこと。

(4) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前

の和議法（対象11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下、「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(9) 過去5年間に別添仕様書に記載する委託業務（これに準じる業務を含む）について、小児高度専門医療施設及び医療型障害児福祉施設を有する病院（200床以上）での受託実績が3年以上あること。

(10) 別添仕様書に記載する「5 受託責任者の配置（1）及び（2）」について、過去5年間に小児高度専門医療施設及び医療型障害児福祉施設を有する病院（200床以上）で、管理栄養士としての実務経験が3年以上ある者を配置すること。

- (1 1) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条第 1 4 項の各号に定める基準を満たし、一般財団法人医療関連サービス振興会が定めた医療関連サービスマーク制度における「患者等給食」の認定を受けている者であること。
- (1 2) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、又は同等の代行保証体制をとれることが確認できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の交付期間

令和 2 年 1 2 月 1 5 日（火）から令和 2 年 1 2 月 2 4 日（木）まで

(2) 入札書及び入札説明書、その他関係書類の交付方法

宮城県立こども病院ホームページ (<http://www.miyagi-children.or.jp/>) 内よりダウンロードすること。

(3) 入札及び開札の日時・場所

イ 令和 2 年 1 2 月 2 5 日（金） 1 1 時 0 0 分から

ロ 宮城県仙台市青葉区落合四丁目 3 番 1 7 号

宮城県立こども病院 本館 2 階応接室

(4) 問い合わせ先

〒 9 8 9 - 3 1 2 6 宮城県仙台市青葉区落合四丁目 3 番 1 7 号

宮城県立こども病院 事務部経営企画課 佐藤 文月

電話 0 2 2 - 3 9 1 - 5 1 1 1（代表）

電子メール kikaku@miyagi-children.or.jp

(5) 質疑及び回答

仕様書等について疑義がある場合は、別添質疑書を上記の問い合わせ先へ FAX 又は電子メールにより書面で提出すること。質疑書の受付は、令和 2 年 1 2 月 1 8 日（金） 1 2 時 0 0 分までとし、回答は提出者に FAX 又は電子メールにより令和 2 年 1 2 月 2 2 日（火）に送付する。

なお、回答により、別紙仕様書に追加又は修正が生じた場合は、速やかにホームページ内に通知する。

4 提出書類の提出

(1) 提出書類

イ 会社概要

ロ 過去 5 年間に別添仕様書に記載する委託業務（これに準じる業務を含む）について、小児高度専門医療施設及び医療型障害児福祉施設を有する病院（200 床以上）での受託実績が 3 年以上あることを証する書類

ハ 受託責任者及び受託副責任者の配置を予定する者の、過去 5 年間に小児高度専門医療施設及び医療型障害児福祉施設を有する病院（200 床以上）で管理栄養士としての実務経験が 3 年以上あることを証する経歴書

ニ 宮城県税に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明書）

ホ 一般財団法人医療関連サービス振興会が定めた医療関連サービスマーク制度における「患者等給

食」の認定証の写し

へ 社団法人日本メディカル給食協会との代行保証契約書の写し又は代行保証を行う者との業務代行契約書の写し

ト 履歴事項全部証明書（発行より3か月以内のもの）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

入札時に持参のすること

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(3) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書及び必要とされる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 提出に必要な書類の作成及び提出等に要する費用は、入札者の負担とする。

(5) 提出された書類は、返却しない。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

入札書を提出した入札者であって、当院で作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。その者と交渉が決着しなかった場合は、次順位者との契約交渉を実施する。

(8) 詳細は、別添入札説明書による。